

問12 アイドルとの握手券が付いたCDを大量に購入したという事例については、過量な内容の消費者契約の取消しが認められるのですか。

(答)

1. このような事例では、一般的には、消費者が自ら商品をレジに持参して購入するものと考えられます。そのような場合には、事業者から消費者に対して勧誘がなされていないことから、過量な内容の消費者契約の取消しの規定は適用されないこととなります。
2. また、仮に勧誘がなされた事例であったとしても、そのCDを発売したアイドルのファンである消費者が購入するような場合には、握手券が付いているという商品の内容や、そのアイドルのファンであるという消費者の生活の状況を考慮すれば、過量な内容の消費者契約には当たらないと判断されることが多いと考えられます。
3. ただし、そのような消費者の生活の状況等を考慮したとしても、販売されたCDの枚数が当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超えるものである場合においては、事業者がそのことを知りながら勧誘し、それによって当該消費者が契約を締結したときは、過量な内容の消費者契約の取消しの規定が適用されることとなります。